

JBIC

成長投資ファシリティ

新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ

概要

海外で事業展開されている皆様へ

2020 年 7 月

国際協力銀行

中堅・中小企業ファイナンス室

「緊急 W」とは？

2020 年 4 月 20 日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、同年 1 月 30 日に創設・開始した「成長投資ファシリティ」（以下「成長投資 F」）に新たなウィンドウ（緊急 W）を創設。同年 7 月 3 日閣議決定での政令改正を受けて、先進国も対象として拡充。

緊急 W の対象案件

- 緊急 W の対象案件は、上記表の各分野に該当する「コロナ影響等案件」（※）であって、原則として本邦企業の信用による案件
- 資金使途は設備資金・運転資金（融資期間 1 年超）のいずれも取上げ可能
- 海外地場金融機関からの借換え融資も取上げ可能

「コロナ影響等案件」（※）は下記のとおり

① コロナによる影響と資金調達に因果関係があるもの

（例：コロナに起因する手元流動性不安のため必要な運転資金（1 年超）の調達案件、2020 年 4 月 8 日以降に機関決定された M&A 案件・権益取得案件）

② コロナの感染防止に資するもの

（例：コロナに関する検査キット・治療薬・ワクチン等の開発・製造・販売案件）

③ コロナを含む感染症全般への対応強化に資するもの

（例：感染症に関する検査キット・治療薬・ワクチン等の開発・製造・販売案件）

注 1）名称：新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ／Emergency Window for Overcoming the COVID-19 Crisis ("COVID-19 Emergency Window")

注 2）趣旨・目的：外国為替資金特別会計（以下「外為特会」）を活用した JBIC の融資により、新型コロナウイルス(以下「コロナ」)の影響下での日本企業の海外事業を支援

注 3）契約調印期限：2021 年 6 月 30 日

緊急 W の特長

■ 対象国：先進国を含む海外各国

■ 金利条件：優遇条件を適用

■ 資金使途：長期運転資金のみでの融資にも対応

（原則、緊急 W のみ）

■ 債権確定後 1 年を経過した任意プリペイに対するプレミアムは無し

（→ただし、現地通貨貸等に関しては、スワップブレイクコスト等を別途徴求の可能性あり）

緊急 W における中堅・中小企業向け融資条件（2020 年 7 月現在）

- (1) 通貨：米ドル、円、タイバーツ、インドネシアルピア、中国人民元、メキシコペソ、インドルピー

(2) 貸付金利：【米ドル】変動金利
- | 3 百万米ドル以下の部分 | 3 百万米ドル超の部分 |
|--|--|
| 6 ヶ月米ドル LIBOR(ICE)
+ 信用リスクプレミアム | 6 ヶ月米ドル LIBOR(ICE) + 0.10%
+ 信用リスクプレミアム |
| 3 ヶ月米ドル LIBOR(ICE) + 0.07%
+ 信用リスクプレミアム | 3 ヶ月米ドル LIBOR(ICE) + 0.20%
+ 信用リスクプレミアム |
- 【円 貨】固定金利（※融資承諾時に固定）

→財投金利 + 信用リスクプレミアム（ただし、下限金利の設定あり）

※信用リスクプレミアムは、与信先（借入人、保証人）の信用力、融資期間等に応じて決定

※その他現地通貨の貸付金利は JBIC のスワップ取引によって決定（固定金利）
- (3) 融資割合：民間金融機関との協調融資が原則。協調融資総額に占める JBIC 融資割合は、7 割が上限

(4) 融資期間：投下資本の回収期間等を勘案して決定（最低 1 年超。5～8 年程度が一般的）
据置期間を設定可 返済は分割弁済（原則、1 年毎、半年毎又は 3 か月毎）

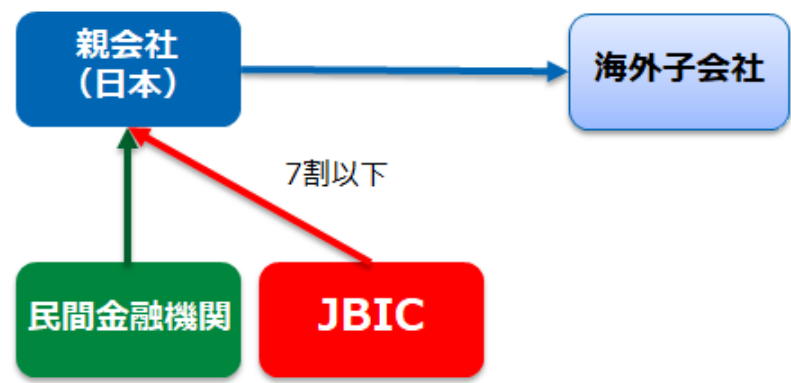
(5) 担保保証：原則、民間金融機関（銀行・信用金庫）の保証が必要
- ※民間金融機関からの借入につき、無担保、又は有価証券・不動産担保で通常行っている企業については、国際協力銀行の審査により民間金融機関と同様の条件で対応可能な場合あり。個別にお問い合わせください
- (6) その他：債権確定後 1 年を経過した任意プリペイに対するプレミアムは無し（緊急 W のみ）

（→ただし、現地通貨貸等に関しては、スワップブレイクコスト等を別途徴求の可能性あり）

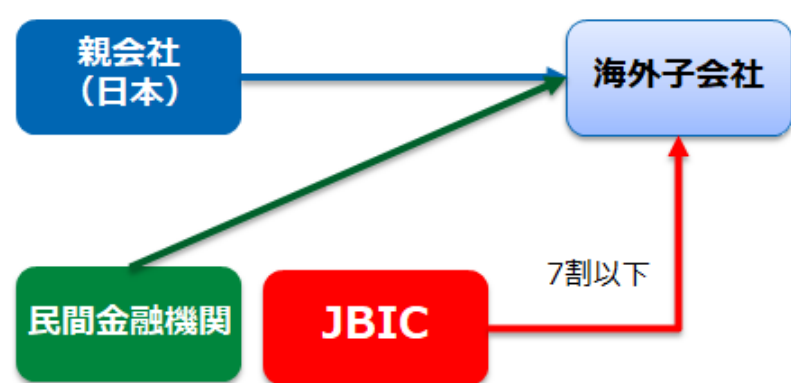
長期運転資金のみでの融資にも対応（原則、緊急 W のみ）

中堅・中小企業向けの主な資金経路例（協調融資等）

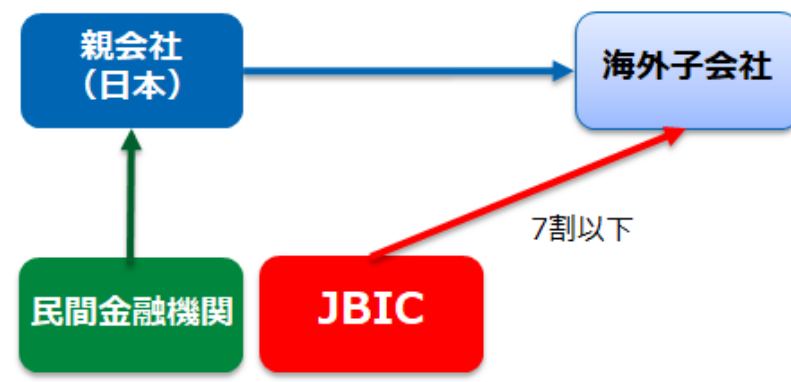
1. 親会社でお借入れの場合



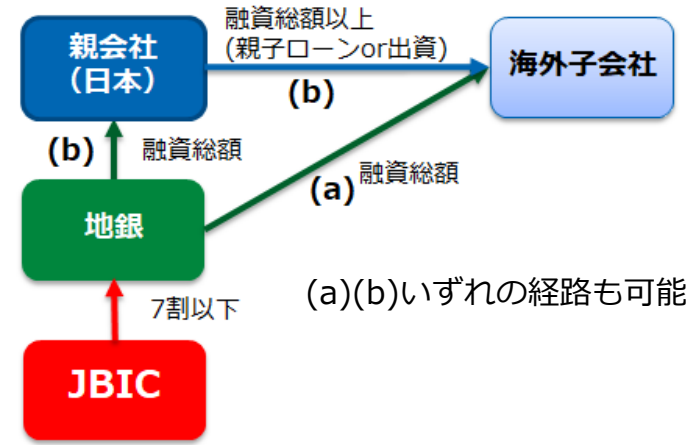
2. 海外子会社でお借入れの場合



3. 借入主体を併用される場合



4. 地域金融機関向けのツー・ステップ・ローンをご活用の場合



- お借入スキームは、協調融資を行う民間金融機関とご相談しつつ、貴社にとって最適なものをご検討ください。
- クロスボーダーの魅力を活かしつつお取引金融機関の実情に応じる場合、3. のスキームが実務としてよく採用されています
- 4. については、JBIC と一般協定締結済・予定の地銀のみが対応可能ですので、個別にご照会ください。

【お問い合わせ先】



中堅・中小企業ファイナンス室
東京都千代田区大手町 1-4-1

URL : <http://www.jbic.go.jp/>

- 中堅・中小企業第1ユニット（東日本）
ユニット長(次長) 藤井 亮一
TEL : 03-5218-9662
- 中堅・中小企業第2ユニット（東日本）
ユニット長(次長) 多田 健
TEL : 03-5218-9249



【コロナ緊急危機対応担当】

（中堅・中小企業向け）

中堅・中小企業ファイナンス室

- 次長 多田 健〈統括〉
- 総務企画ユニット 井上 真紀子

TEL : 03-5218-3270

【免責事項】

当資料に記載されているデータ、意見などは国際協力銀行が信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、国際協力銀行はその正確性、確実性を保証するものではありません。また、ここに記載された内容は、事前連絡なしに変更されることがあります。当資料に記載された条件等はあくまでも仮定的なものであり、かかる取引に関するリスクを全て特定・示唆するものではありません。また、貴行/御社決算・税務申告あるいは第三者への報告・情報開示の目的等に利用されることを想定したものではありません。投資及び取組みの最終決定に際しましては、貴行/御社ご自身の判断でなされますよう、また必要に応じ貴行/御社の顧問弁護士、顧問会計士等にご相談の上でお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。尚、当資料の著作権は国際協力銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。